

土岐市危険木予防伐採事業費補助金交付の流れ

まずは、土岐市役所産業振興課農林係、又は陶都森林組合へ問合せてください。補助金の対象であるか現地確認させていただきます。

補助金の対象であることが確認できると、申請手続きとなります。

1. 申請（申請書と添付書類の提出）

- 土岐市危険木予防伐採事業費補助金交付申請書（様式1） ○事業計画書（様式2）
- 収支予算書（様式3） ○事業個所の位置図（住宅地図等） ○事業個所の写真
- 見積書の写し ○森林所有者承諾書（様式4：山林所有者以外の方が申請される場合）

申請の受付は12月28日で終了です。

市役所から「土岐市危険木予防伐採事業費補助金交付決定通知書（様式5）」が郵送で送られてきたら、業者に発注してください。

2. 完了報告（伐採が完了したら報告書等を提出）

- 土岐市危険木予防伐採事業費補助金実績報告書（様式8） ○収支精算書（様式9）
- 領収書の写し ○伐採前後の写真

報告書等の提出は事業完了後、1ヶ月以内で提出してください。最終は2月末とします。

完了報告の確認後、市役所から「土岐市危険木予防伐採事業費確定通知書（様式10）」が届いたら、補助金の請求をしてください。

3. 請求

- 土岐市危険木予防伐採事業費補助金交付請求書（様式11号）

指定口座に補助金が交付されます。